

# 訴 状

令和6年1月10日

熊本地方裁判所 御中

〒863-0041 熊本県天草市志柿町5304番地82

原 告 中 田 統

電話 080-1772-7020

〒863-0001 熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2

被 告 天草広域連合長 馬場昭治

電話 0969-24-3188

天草広域連合新ごみ処理施設建設・運営事業に関する契約無効確認、及び事業差し止め請求事件

訴訟物の価格 160万円（住民監査請求前置の住民訴訟）

添用印紙額 1万3,000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告が新ごみ処理施設建設・運営事業に関して締結した総額368億5千万円の契約は無効である。
  - 2 1の契約に基づく事業を差止める
  - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- 以上の判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

#### (1) 原告

原告は熊本県天草市の住民であり、本事件に係る住民監査請求人である。

#### (2) 被告

被告は、天草市、上天草市、天草郡苓北町で構成する天草広域連合長である。

## 2 本件総合評価一般競争入札の内容及び契約の態様

本件の総合評価一般競争入札は、天草広域連合の新ごみ処理施設整備・運営事業に関するものであり、被告は複数の入札者が存在せず、競争入札が成立しないにもかかわらず、当該入札の落札者を（株）川崎技研を代表企業とする企業グループに決定し、同グループ企業との間で総額368億5千万円の工事請負契約・業務委託契約を締結したものである。

## 3 本件総合評価一般競争入札の違法性

被告は令和4年8月17日に本件入札の広告をした。これに、日鉄エンジニアリング（株）を代表企業とする企業グループと、（株）川崎技研を代表企業とする企業グループとの二者が応募したが、前者は入札説明後の令和4年12月14日に入札参加を辞退した。この時点で、二者以上の入札者による競争入札は不可能になった。従って、被告はこの時点で入札を中止するべきであった。

ところが被告は、落札候補者を決めるために委嘱した大学教授2名と広域連合構成市町の幹部職員4名から成る事業者選定委員会を解散せずに事業者選定の事務を続行させた。

同選定委員会は、総合評価点の競争相手が存在しない状況で（株）川崎技研グループの非価格要素審査と価格審査を実施し、その総合評価点71.54点を最高評価点として同グループを落札候補者と決めた。最高評価点とは他の評価点との比較を前提とするが、ここでの評価対象は一者だけであり、他の評価点は存在しない。従って最高評価点も存在しないため、落札候補者を同グループに決定したことには合理的な根拠がない。

被告は上記の審査結果を受けて同グループを当該入札の落札者と決定して、総額368億5千万円の工事請負契約・業務委託契約を締結した。

この契約は、地方自治法第234条の「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」という規定のいずれの契約方法にも該当しない。従って当該契約は地方自治法に違反しており、違法である。

なお、同選定委員会は当該事業の予算案検討結果報告書において一者入札を除外しているので、当該契約は複数の入札者による一般競争入札の落札者と締結するべきものであって、競争相手がいない状況で一者を落札者と決めて契約を締結したのは違法である。

## 第3 住民監査請求前置

原告は地方自治法第242項第1項の規定に基づき、令和5年10月17日付けで本件に関する住民監査請求を行い、令和6年1月13日付けで同請求を棄却する旨の通知を受け取った。

### 付属書類

1 訴状副本 1通

- 2 甲号証の写し 各2通
- 3 証拠説明書 2通

以上